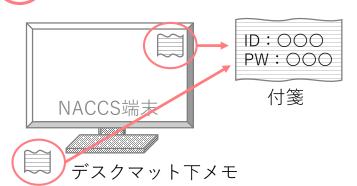
## ● それ、通関士の名義貸しの疑いがあります





例)NACCS端末**内**もしくは**周** 辺で通関士ID・PWが他の人間 に共有されており、**申告業務を 誰でも行える状況**にある。

注)自社システムとNACCS申告業務が連動しており、 誰でも申告事項登録・申告業務ができる



通関業法第33条:通関士(略)は、その名義を他人に通関業務のため使用させてはならない。

通関業法基本通達33-1:法第33条≪名義貸しの禁止≫に規定する「その名義を他人に通関業務のために使用させる」とは、次のような場合をいう。

- (1)通関士が**自ら通関書類の審査を行うことなく**他人に自己の記名を させる場合
- (2)法第32条第1号≪通関士の資格の喪失≫の規定に該当し、

通関士でなくなった者で異動の届出のない者が、通関 書類に通関士としての自己の記名をさせる場合

C